

## 第2回 久留米市水道料金制度審議会議事概要

1. 日 時 平成18年7月20日(木) 14時

2. 場 所 久留米企業局合川庁舎第1会議室

3. 出席者

【委員】 西土純一会長、樋口明男副会長  
石丸茂夫委員、岩崎フミ子委員、大崎憲一委員、亀川正司委員、  
古賀和典委員、靄真紀子委員、鶴田榮子委員、中園和行委員、  
榑尾和枝委員、藤田桂三委員、松永恵美子委員、森光佐一郎委員

【事務局】 最所一志水道ガス部長、広田耕一水道ガス部次長  
古賀久幸技術担当次長、近藤孔史経営企画室長、他

4. 会議次第

久留米市水道事業の経営状況について

1. 水需要の状況について
2. 施設・設備の状況について
3. 経営効率化について
4. 財政状況について

5. 議事概要

会長 それでは本日の審議に移りたいと思います。

本日の会議次第でございますが、「久留米市水道事業の経営状況について」が4つに分かれております。1つずつ説明をしていただいて、その都度質疑をしていくという形で進行していきたいと思います。

それではまず、1の水需要の状況について、説明をお願いいたします。

事務局 (1.水需要の状況について資料に基づき説明)

会長 ありがとうございます。今までの説明に対して、どうぞご質問ありましたら、おっしゃってください。

委員 総給水量に対して、有収水量はだいたい何パーセントぐらいの割合になっているのでしょうか。

事務局 17年度の決算見込みでは92.7パーセントでございます。

委員 そうすると大体7パーセントぐらいが、どこかへ行っているということですね。

事務局 はい。漏水とか、消火用の水。その他には私どもが使います工事用の水。工事の時に中の配水管を洗う時があります。そういった水は料金に反映されておられません。

そういったものが残りの7.3パーセントになります。

委員 これは一般的にそういったものなのですか。

事務局 はい。92パーセントというのは、一般的に、全国的な数字です。

会長 私から1つよろしいでしょうか。メーターの口径はどうして決まるのでしょうか。

事務局 一般家庭を例に例えれば、蛇口数で口径の決定を行っております。

蛇口の数が多ければ多いほど、同時使用の率が高くなってメーターの口径が大きくなるということです。

それと本管の位置と蛇口の距離との関係も絡んできます。家が道路からずっと奥の方に建っている場合と道路のすぐそばに家が建っている場合など、取り出しの状況によって、距離が長くなれば長くなるほど管の中の水が流れていく時に摩擦がつきまして、水が出にくくなるなど色々なケースが出てきますので、一般的には蛇口の数で口径を決定しております。

小口径、一般家庭用は13mmと20mmということで先程から説明しております。従来は一般家庭用は13mmということでやっておりましたが、先程申しました同時使用というものを考えた場合、台所と風呂とか一緒に出していると片側の水が蛇口から水が出にくいという状況がありますので、現在はもう一般家庭用は20mmという形でやっております。

ワンルームマンションなど蛇口が、便所と風呂とそれと簡単な流しセットなどしかない場合については、13mmを認めている場合もあります。

一般的には現在はもう20mm口径が一般家庭用ということでやっております。

その口径を使えば先程言いましたように、片側の蛇口を使った時に別の蛇口の水が出にくくなるということはありません。20mmを使えばそういう影響を受けないということで20mmが一般家庭用ということであります。

会長 それは水道局の方が決めるわけですね。お客さんの方が決めるわけではないということですね。

事務局 それは指定工事店制度というのが今あります。ちょっと専門的になりますが、お客様が家を建てられる時に工務店ないし大工さんに蛇口をこの箇所に欲しいと相談されます。

例えば台所と風呂、洗面、便所を2階にもつけたいとか、家の外周りに車の洗車用や庭の散水用になると、蛇口が7栓とか10栓ぐらいつきます。

その時に先程言いましたように、早見表的な形から言えば、件数的に何件以上、3件以上ということで20mmということで決定します。

先程言いました距離がまだ長く、奥の方にもっていかなければならないという場合であれば、取り出し口径との絡みで、口径を大きくしないと水が全体的に奥の方まで流れないということになってきます。

またメーターの位置にも影響して口径も変化します。

会長 はい。わかりました。

では次に進みます。2の施設・設備の状況について説明をお願いします。

事務局 (2.施設・設備の状況について資料に基づき説明)

会長 ありがとうございます。2の施設・設備の状況について、ご質問ありましたら、お願いします。

委員 スライド30(安定供給体制の確立)配水管網の計画的整備で、建設改良あるいは経年管改良事業というのがあります。

費用が158億ぐらいありますが、将来的に建設改良事業の方がウェイトが大きくなるのでしょうか。それとも経年管改良事業の方が大きくなるのか。

将来的にはどういうふうに見てあるのかお聞きしたいのですが。

事務局 先々につきましては、大体給水区域につきましては、ほとんどが管網整備されておりますので、経年管改良事業の方が増えていくと思われます。

今は旧久留米、旧三潁、旧城島で申しあげております。

その後、旧田主丸を私どもの給水区域に入れるということになってきますと、やはり建設改良事業等が出てくると考えられます。

今の所は田主丸につきましては具体的に建設するとまでは、現在計画の中にあ

りません。

委員 聞き漏らしたかもしれませんが、水道の普及率が98.5パーセントとおっしゃいましたが、これは旧久留米地区の普及率ですか、城島、三潴を入れたところのものですか。

事務局 城島、三潴を入れたところの数字になります。

委員 36（設備投資と水道料金の推移）のスライドで施設整備事業費が右肩上がり  
で延びていくというご説明だったのですが、パッと見た感じで、平成11年度と  
16年度の伸びが少し大きいように見えますが、特別な事情が何かあったのでし  
ょうか。

事務局 16年度は、放光寺浄水場のコンピューター管理システム。一番肝心の制御シ  
ステム、これを15,16,17の3ヶ年計画で新しいものに更新いたしました。  
そのための経費が16年度に出てきておりますので増えています。

また11年度は、花畑区画整理、新小森野橋の事業、ホームアルカディア宮ノ  
陣、そういった区画整理関係が非常に工事が盛んで事業費が増えています。

もう一つ、11年度は、高良内配水池の築造を行っております。

会長 それでよろしゅうございますか。他にご質問は。  
では次に進ませていただきます。3の経営効率化について説明をお願いします。

事務局 （3.経営効率化について資料に基づき説明）

会長 経営効率化について説明をいただきましたが、ご質問をどうぞ。

委員 スライド39（収入の確保）ですが、料金の滞納者の、滞納率を17年実績で  
もよろしゅうございますのでお尋ねします。

事務局 料金の滞納でございますが、大体納期限内で9割ぐらいの方が納められます。

それから滞納整理ということで、根気強くそういうところにお支払くださいと  
督促文書を出したりしまして、99.6とか7パーセントの方が納められます。

最終的に残るといいますか、料金の回収が出来ないのが、0.3パーセントとか  
0.4パーセントになります。

滞納額は年によって少し違います。一般家庭の部分は同じですが、企業の倒産

とか大きいところがあると欠損が増えたりします。

17年度決算見込みでは、ちょっと例年より大きく1千万を超えるぐらいです。

委員 関連質問です。新聞等で読んだことがあるのですが、滞納の回収の方法が非常に非効率的で、経費が余計にかかる所もあるということです。

久留米はそういったことはないのでしょうか。

事務局 公営企業で独立採算制ということで、お客様の料金で水道事業は成り立っています。公平の原則から言いますと、回収費用が多少かかろうが、料金を回収しなければならぬ。未納者をそのままにするわけにはいきません。

そういった意味では、費用と効果がどれだけかといった部分に関しては、やはり根気強く何回も何回も同じお客様のところへ行きますので、非効率的な面もあります。

最終的には停止執行といって水を止めます。水を供給できないようにします。それからお支払いいただきますので余計に経費がかかります。

受益者負担の原則から、給水停止後の開栓手数料徴収とかいいいますと、ますます払えなくなりますので、それはまだやっておりません。その辺は課題です。

副会長 私の場合も日常業務として、破産管財人という仕事をよくやっております。その中で売掛金の回収ということもしょっちゅうやっているわけです。

大口の債権だとかなりコストをかけてでも取るだけの価値があります。だから例えば、1千万や2千万の債権だったら、これは絶対に取ります。それをやらないと管財人たる私たちはくびになります。

一番やりにくいのは1万円ですとか、5万円ですとか、そういう小口の債権がたくさんある場合、これが非常に困ります。

例えば極端に言えば千円の債権があったとして、これを回収するために、裁判所の許可をもらって、印紙を貼って、郵券をつけてやれるかということ、実際のところそれはできません。

ですから債権額が小さくなればなるほど効率が悪くなる。これはもう仕方ないところかなと思います。その構造は多分一緒ではないかと思います。

会長 水道局の場合は、水を止めるという最終的な手段があるわけですね。それによってかなり払う人が多い。いわゆる逃げ得は許さないということになるわけですね。ただし費用はかかるということですね。

では最後の4にまいりましょう。財政状況について、どうぞお願いします。

事務局 ( 4 . 財政状況について資料に基づき説明 )

会長 はい。財政状況について説明を受けました。どうぞご質問ください。

委員 私は旧北野町で、実際は三井水道企業団なのですが、久留米市と違う所があるかと思えますけれど、2つほどお尋ねします。

まず1つは、口径によって基本料金がどれだけ違うかということ、そして水道料金の中に現在基本料金がどのくらい占めているのかということ、2つお聞きします。

事務局 全体料金の中で、構成的に基本料金と従量料金という形になります。そのうち基本料金が、大体30パーセント、3対7の割合になっております。基本料金の方が3割、従量料金の方が7割という構成になっております。

基本料金は、久留米の場合は、13mmが10トンまでが750円。20mmが10トンまでが1,200円。25mmが10トンまでが2,480円。40mm以上は基本水量がございません。そのまま0トンで6,000円。50mmが13,600円。75mmが32,000円。100mmが62,500円。150mmが124,000円。200mmが270,000円。250mmが313,000円。これが久留米の基本料金です。

会長 また次回、水道料金の仕組みについて説明を受けますので、その時にまた詳しくお願いします。

副会長 減価償却の割合が結構高いのですが、減価償却は平成元年から平成17年まで、これはまず、同じ方式でやっているのでしょうか。償却の方法ですね。これは例えばまず、何年で償却するというのでしょうか。

それから償却の方法、定率とか定額とかあるかと思いますが、そこら辺を教えてください。

事務局 定額法です。期間はその物によって違います。建物、構築物、それから管、自動車、その物によって償却期間は異なってまいります。

副会長 そうするとこの45(給水原価構成の推移)でいくと、減価償却費がどちらかというと増額傾向になっております。それは償却対象となるべきそういった投資が多い。そのことが例えば48(資本的収支(建設的投資)の推移)あるいは36(設備投資と水道料金の推移)に出ていると理解すべきなのではないでしょうか。

事務局　　そうです。

副会長　　それと４８（資本的収支（建設的投資）の推移）ですけれども、建設的投資の内訳として、先ほど口頭説明で、利益と減価償却費と企業債というお話があったかと思います。

この理解のしかたとしては、今言われた３つの要素の範囲内で投資をしているということになるのでしょうか。

逆に投資額というのがあるって、そして今言われた３つ、利益プラス減価償却で足りないものに対して企業債を発行する。

順番としてはどちらになりますでしょうか。

事務局　　基本的には財源、減価償却とか、内部留保資金とかございますけれども、当然それを優先的に使っていく。そして足りない場合、企業債を借りるという形になります。

副会長　　まず必要な投資額というのがあるって、そして利益、減価償却で足りないものに対して企業債を発行するとそういう理解ですね。

委員　　関連です。４６（貸借対照表）のスライドで固定資産ですね。要するに水道事業というのは装置産業というのはよく分かったのですが、荒っぽい分類でいいですから固定資産の種類とか耐用年数、金額などをお尋ねします。

事務局　　平成１７年度の決算見込みでお答えします。土地が約１４億４千万。建物が約６億。構築物、主なものは水道管なのですが、約２２億８千万。あとは機械及び装置が約２０億３千万。それと車両運搬具が約３千万。工具器具及び備品が約６千万です。

あと建設仮勘定というのがございます。この建設仮勘定といいますのは、工事をやってもまだそれが使われていない。例えば水道管を布設しても、途中でまだ工事が終わっていない。水が通っていないそういうものが約１億３千万ほどございます。

トータルで有形固定資産が約２７億１千万です。

委員　　はい。ありがとうございます。大半が構築物でこれは２０年ぐらいの耐用年数があるわけですか。

事務局 構築物は色々ありますが、水道管の耐用年数は40年です。

委員 49(水道事業会計経営分析)ですが、一般的に経常収支比率といった場合は、地方自治体での一般会計でいきますと、経常収支比率は低いほどいいわけです。先程のご説明では100パーセントを超えているから良だということでご説明があったのですが、その意味がわかりかねたものですから、教えていただきたい。いわゆる経常収支比率が固定収入に対する固定経費の割合というふうに私は理解したものですから、100パーセントを超えていたら赤字ではないかと私は数字を見て思ったものですから。これは理解が違っていたら教えてください。それから、もう1点は同じ表の料金収入対企業債の元利償還金の割合で、全国平均や15~30万の都市に比べれば若干低めの数字になっているのですが、これも自治体でいう一般会計上でいくと大体25パーセントを超えたら危ないのではないかと、地方自治体では言われている数字です。30パーセントを超えていますので、全国的な傾向ではあるのですが、この数字が、他の地方公営企業の自治体と違いますか、全体が悪いのか、大体地方公営企業でいくと、この割合が普通のレベルなのか。ここ2つを教えてください。

事務局 最初に経常収支比率ですが、これは収入のほうで分子になります。収入のほうで分子になりますから100パーセントを超えなければなりません。

会長 多ければ多いほどいいということですね。

事務局 そうです。それと料金収入に対する企業債の元利償還についてです。起債制限比率とかそういうものを、おっしゃってあるかと思いますが、たしか12パーセントとか15パーセントとかいう数値が、一般会計にはございますが、公営企業の場合はそういう数値、起債制限とかはございません。大体ここに上げている数字は全国的なものではないかと思っております。この表は、限られた中で経営分析の表を出しておりますけれども、第1回でお配りしました統計年報の中の79ページに経営分析表という形で、それぞれの項目と出し方、それから最近の傾向など。17年度の決算見込みは反映してありませんが、詳しく他の指数も含めて書いておりますのでご参照いただければと思います。

会長 それでは、本日の御説明を受けました。まず水需要の状況についてでございますが、収入額で見ますと小口径は伸びて



いる。ところが中・大は減っているという傾向があるということが分かりました。

それから施設とか設備の状況につきましては、水道の普及率がもう98.5パーセントという数字が出てまいりましたけれども、ほぼ100パーセントで、余り新規の建設の余地はない。したがって設備の更新、維持・管理の方に投資がもっぱら向いているということが分かりました。

それから3の経営効率化については、特に水道とガス部の統合ということがかなり効果を上げている。そしてまたその後も職員数の減少ということで努力されているということが分かりました。

しかし反面まだ職員数は、他の組織に比べると多いということもあるということも分かりました。

最後に財政状況でありますけれども、非常に黒字である。我々にとっては喜ばしいことか、それともそうでないのか分かりませんが、とにかく組織としては健全な経営を維持されているということが判明いたしました。

ということで本日の経営状況についてのご説明を承ったわけでありまして、そういうことで総括としてよろしゅうございますか。

全員了承

会長        それでは、次回は水道料金の仕組みについてというテーマで、水道料金の沿革や制度について説明を受けるということになります。いよいよ本番でございます。次回は非常に複雑な多分仕組みというんですか、ややこしい問題になるかと思っておりますのでどうぞ予習のほどよろしくお願いします。

               それでは、本日の第2回目の審議会はこれで終了させていただきます。

               どうもありがとうございました。